

# ○後志広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する規則

〔 令和7年3月31日  
規則第2号 〕

(趣旨)

**第1条** この規則は、後志広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成19年後志広域連合条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(処分の軽重)

**第2条** 懲戒処分の軽重は、戒告、減給、停職及び免職の順序による。

(処分の方法)

**第3条** 職員を懲戒処分に付する場合は、戒告、減給、停職又は免職のいずれか1つの方法を用い、これらの処分を2つ以上併せてはならない。

(手續及び効果の細部)

**第4条** この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。